

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
59	建設局	内装工事における単価設定を適切に行うべきもの	<p>上野動物園飼育センター整備工事（工期：平成24.11.16～平成25.12.13、契約金額：5億8,590万円）は、管理施設の分設立地、老朽化、機能不足を解消するために、飼育センターを新築するものである。</p> <p>このうち、内装工事の天井ロッタウール吸音板張りの単価について見ると、材料費について1㎡当たりの価格を設定すべきところ、1梱包（18枚3.24㎡）分の価格を誤って設定するなど、割高なものとなっている。</p> <p>そのため、積算額約499万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した東部公園緑地事務所は、平成25年12月18日と平成26年1月16日の課長会及び課内会議において、①工事監査指摘事項、②積算チェックリストの活用、③単価の採用方針、④見積り採用リストのチェックについて周知するとともに、設計時の見積算の再発防止を図った。</p> <p>また、工事監査日以降の発注案件については、積算チェックリストを活用するとともに、見積り採用リストを設計時点で作成し、照査時点でのチェックを徹底するよう関係職員に指導した。</p>
60	建設局	スクラップの運搬において道路の通行条件を確認するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>善福寺川整備工事（その4）（工期：平成23.1.5～平成25.8.8、契約金額：8億4,969万8,850円）は、1時間当たり500ミリ規模の降雨に対応する護岸を整備するものである。</p> <p>本工事のスクラップ売却に伴う搬出状況について見ると、搬出車両12台のうち、3台において総重量が一般的制限値（総重量20t。ただし、高速自動車国道・指定道路については最大25tなど）を超過しているが、道路法第47条の2及び東京都土木工事標準仕様書に規定された必要となる通行許可を取得していなかった。</p>	<p>局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した第三建設事務所は、平成25年10月22日の当該係長・センター長会にて、総括監督員より監督員等に対し、特殊車両通行許可の条件を十分に認識させるとともに、受注者への指導及び監督を徹底するよう指示した。</p> <p>また、当該業者に対して改善を指導するとともに、施工中の全受注者に対して、特殊車両通行許可制度の条件について、特に新規規格車においても車両総重量が20tを超過して指定道路等以外の道路を通行する場合には特殊車両通行許可が必要な旨を、平成25年10月24日に指示書にて周知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
61	建設局	産業廃棄物処理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）では、産業廃棄物の収集運搬車両には、その両側面への産業廃棄物の収集運搬車両である旨等の表示を義務付けている。</p> <p>しかしながら、路面補修工事（23北北の13・赤道改善）ほか5件（工期：平成23.10.11～平成24.4.10、29、契約金額：1億5,580万3,200円）におけるアスファルト・コンクリート塊などの運搬の工事記録写真を見ると、複数の事務所の工事で産業廃棄物収集運搬車両の両側面への表示が確認できない。</p>	<p>局は、平成26年2月4日付25建設技第531号「工事記録写真撮影基準の一部改定について（通知）」のとりまとめ義務が受注者により明確となるよう、基準の改定を行った。</p> <p>また、平成26年2月20日の技術担当課長会において、表示義務について改めて周知し、再発防止に努めることとした。</p> <p>本件工事を実施した第六建設事務所、西多摩建設事務所、北多摩南部建設事務所及び北多摩北部建設事務所は、当該業者に対し改善を指導した。</p> <p>また、会議等を通じて、関係職員と全受注者の双方へ注意喚起を行った。</p>
62	建設局	掘削作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編 建設者）第41では、受注者は地盤を掘削する場合、掘削の深さが1.5mを超えるときには原則として土留工を施すものとしている。</p> <p>しかしながら、舎人公園園路整備工事（工期：平成24.11.26～平成25.6.28、契約金額：6,958万6,650円）について見たところ、1.5m以上の掘削作業が発生したにもかかわらず、土留工を受注者が行わずに、掘削・埋戻し作業を実施していた。</p> <p>このような状況は、掘削面の崩落事故につながるおそれがあるため、安全を守ることから、受注者に関係法令を守った安全対策を確実に実施させるべきである。</p>	<p>局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した東部公園緑地事務所は、当該業者に対し改善を指導するとともに、課長会及び課内会議において、必要に応じて土留めを行うなど、掘削作業時の安全対策を全受注者に対し指示するよう周知した。</p> <p>さらに、工事安全サポータル（平成25年9月～12月延べ121回）の際に、掘削作業の安全対策について、監督員及び受注者に対し注意喚起を行った。</p> <p>また、所内の工事安全対策委員会において、掘削時に土留めが必要な場合は、掘削作業時の状況を確認することを徹底するよう、関係職員に周知した。</p> <p>受注者に対しては、平成26年1月30日の工事安全講習会において、掘削作業の安全対策について周知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
63	建設局	高所作業について受注者を適切に指導、監督すべきも	労働安全衛生規則では、労働者の安全確保のため、高さが2m以上の箇所での作業を行う場合には、転落防止措置を実施するよう義務付けている。 しかしながら、道路改修工事及び補償代行工事（西一駒木の10）（工期：平成23.12.19～平成24.7.31、契約金額：4,877万400円）では、道路を拡幅するため崖地に擁壁を設置したが、完成した擁壁の高さや幅を確認するために撮影された測定状況写真について見ると、地上高約5mの箇所での測定作業が行われているにもかかわらず、転落防止措置が認められなかった。 このことは、労働安全衛生規則の規定に反しており、危険な作業である。	局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。 本件工事を実施した西多摩建設事務所は、当該業者に対し改善を指導した。 また、工事契約時の打合せ、施工計画書のヒアリングにおいて、受注者及び担当監督員に対して高所作業時の転落防止措置に関する注意指導を行い、日々の監督行為の中で転落防止措置を確認している。 さらに、工事安全パトロール時に、安全帯の着用、鞆綱の設置等、転落防止措置の確実な実施状況を確認している。 平成25年11月14日には、受注者、監督員に対して工事安全対策講習会を実施し、転落防止を含めた安全対策の徹底を指導した。 平成25年12月2日には、事務所内の各課工事担当者に、事務所内の各課工事担当者に、再発防止に向けて情報共有を行った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
64	建設局	斜面における工事について適切な転落防止措置を行うよう受注者を指導、監督すべきも	労働安全衛生規則では、墜落による危険を防止するための措置を義務付けており、勾配が40度以上の斜面上を転落することも上記規則の墜落に含まれると解されている。 しかしながら、道路災害防除工事（24奥の1）（工期：平成24.7.23～平成25.4.16、契約金額：1億8,141万7,950円）の斜面安定工について見ると、傾斜が40度を超える斜面において作業しているにもかかわらず、転落防止用の綱を使用するなどの作業員の転落防止措置がとられていない。 このことは、安全衛生規則の規定に反するものであり、安全な作業形態ではない。	局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。 本件工事を実施した西多摩建設事務所は、当該業者に対し改善を指導した。 また、同種の作業を伴う工事については、契約時の打合せにおいて、転落防止措置に関する注意及び指導を行った。 さらに、毎月実施している工事安全パトロールや現場立会い時に、安全帯の着用、鞆綱の設置等、転落防止措置の確実な実施状況を確認した。 西多摩建設事務所は、平成25年11月14日に受注者に対して工事安全対策講習会を実施し、転落防止を含めた安全対策の徹底を指導した。 平成25年12月2日には、事務所内の各課工事担当係員において指検内容を周知し、再発防止に向けて情報共有を行った。
65	建設局	電気設備改修工事における設計変更を適切に行うべきもの	第六建設事務所ほか2件電気設備改修工事（工期：平成24.7.13～平成24.12.10、契約金額：2,537万1,150円）は、照明器具の更新を行うものである。 このうち、第六建設事務所における一部の照明器具の施工について見ると、取付けに改造が必要なため、設計変更を行っている。 この変更手続を見ると、変更理由、経緯を記した協議書及び指示書を事前に作成していないことが認められた。 このことは、東京都の「工事請負契約設計変更ガイドライン」の手続に沿っておらず、適切でない。	局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。 本件工事を実施した総務部は、平成25年12月3日に総務部年度課関係係長会を開催し、「工事請負契約設計変更ガイドライン」の内容を確認するとともに、設計変更を行う際は同ガイドラインに沿って適切な事務手続を行うことを所属職員に周知徹底した。 また、総務部年度課には電気職がいらないことから、電気工事については、適切な設計及び発注を行えるよう、財務局建築保全部の技術支援を積極的に受け付けることとし、平成25年度発注予定工事から取組を開始した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
66	東京消防庁	照明器具の複合単価の設定を適正に行うべきもの	東京消防庁第八消防方面本部事務棟庁舎(23)増築電気設備工事(工期:平成24.2.28~平成25.3.8、契約金額:6,616万6,800円)は、庁舎増築に伴う電気設備工事を行うものである。一部の汎用性の低い照明器具は、庁単価でないことから独自に単価(複合単価)を設定している。ところで、この単価の設定について見ると、照明器具1台を施工するのに必要な材料費と工費を合算して単価を設定すべきところ、工費については誤って全設置数量の9台を施工するのに必要な工費を単価としていた。このため、積算額約96万円が過大なものとなっている。	庁は、平成25年工事監査の結果を関係各課へ周知するため、平成25年3月22日に結果報告を作成し、警防部救助課、防災部水利課、消防学校等へ供覧し、同課事故防止に努めるよう周知した。 本件工事を実施した総務部施設課は、平成25年3月27日、平成25年工事監査検討会を開催し、監査結果を報告し、指摘事項を周知するとともに、複合単価採用時のチェック体制等について再確認した。 また、再発防止策として、今回、作成した複合単価設定のチェックリストを活用することにより、複合単価の妥当性を確認するのと同時に、経験豊富な専務的非常勤職員が、再度積算の確認を実施することにより、チェック体制の強化を図った。
67	交通局	コンクリート工の積算を適正に行うべきもの	三田線春日駅エレベーター設置土木・建築その他工事(工期:平成24.8.9~平成25.4.15、契約金額:2億8,980万円)は、パリアフリー化のため、三田線春日駅において、ホームとホーム下の連絡通路を結ぶエレベーターを設置するものである。このうち、コンクリート工の積算について見ると、局積算基準では、コンクリート工(ポンプ車打設)の単価にはコンクリート材料費が含まれるものとしていない。しかしながら、本工事の積算では、コンクリート工(ポンプ車打設)とコンクリート材料費が計上されており、コンクリート材料費を別途計上していることは適正でない。このため、積算額約992万円が過大なものとなっている。	局は、施工単価及び工種体系の見直しを行い、平成25年2月26日付けで積算基準の改定を実施するとともに、過大積算が発生しないよう積算システムも改良した。 本件工事を実施した建設工務部は、積算基準の改定と同時に、部内、関係部署に対し周知徹底を図った。 また、平成25年3月22日の課内計画班会議、同年4月9日の係会議においても、周知徹底を図った。 さらに、同年8月20、21、23日の「基準類説明会」において、部内、関係部署の担当者に対して、再度周知徹底を図った。 実務面では、平成25年4月22日に、新任及び転入等若手職員に対する研修を実施した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
68	交通局	機器設置工事における耐震措置の施工監理を適切に行うべきもの	新宿線本八幡駅給水設備更新その他工事(工期:平成24.3.7~平成24.8.31、契約金額:8,591万8,350円)は、本八幡駅及び地下鉄会館の給水設備や空調換気設備などの更新を行うものである。このうち、機器設置工事における耐震措置の施工監理について見ると、次のような不適切な状況が認められた。 ① 水槽及び空調用室外機を固定するアンカーボルトの耐震計算書を出させていない。 ② ボイラー及びポンプの固定用アンカーボルトの施工に当たって、施工前に受注者から提出のあった耐震計算書に記載されている、材料や埋込み深さの確認をしていない。 ③ 水槽廻りの配管用フレキシブルジョイントの施工に当たって、東京都機械設備工事標準仕様書に基づいて、材料や埋付時の可とう性の確認をしていない。	施工監理部署である工務事務所は、平成25年3月7日に係会議を開催し、今回の指摘内容について報告し、周知し注意喚起を図るとともに、具体的な方策について確認した。 また、同月25日の所内係長会議にて所内職員へ周知した。 耐震対応の確認に当たっては、新たにチェック表を作成し、それを用いて設計者、監督員、受注者との情報共有を図ることとした。 設計部署である建築課は、平成25年3月12日の課内会議で工事監査の報告を行い、同月15日の係会議で今後の対応方法について周知を図った。
69	水道局	仮設鋼材運搬費の積算を適正に行うべきもの	(注) 可とう性地震等の力による振動、ねじれ等を吸収できる性質のこと。 大船ポンプ所(仮称)築造及び送水管(700mm)新設工事(工期:平成24.6.25~平成26.8.6、契約金額:5億3,401万9,500円)は、多摩西南部地域への安定した給水を確保することを目的に、送水用のポンプ所等を築造するものである。本工事のポンプ所地下部及びポンプ所に接続する流入管路部の築造に当たっては、崩落防止のため、それぞれ仮設鋼材を使用し施工している。このうち、流入管路部分の仮設鋼材(約8t)の運搬費積算について見ると、誤った別の場所であるポンプ所部分に必要な仮設鋼材数量約242tを計上している。このため、積算額約203万円が過大なものとなっている。	本件工事を実施した多摩水道改革推進本部は、平成25年7月31日、施設部全体係長会の中で指摘事項を報告し、再発防止に向け周知徹底を図った。また、平成25年8月1日、施設部設計課全体会議の中で指摘事項を報告するとともに、建築課の経験者がチェック表を行うなど、確認体制の強化を図った。

<p>番号 70</p>	<p>対象局 水道局</p>	<p>事項 工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの</p>	<p>監査結果の要約 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）では、深さ1.5m以上の掘削作業を行うときは、土留工等切土面の崩落を防止するために必要な措置を講じなければならないと定めている。しかしながら、港区白金台三丁目19番地先から同区白金台三丁目16番地先間配水本管（500mm）移設工事（工期：平成23.10.5～平成24.10.3、契約金額：2億5,371万1,500円）の試験掘りの施工状況について見ると、深さ1.5m以上の掘削作業を行っているにもかかわらず、一部において必要な措置が講じられていない施工が認められた。 このような状況は、切土面の崩落事故につながるおそれがあるため、関係法令等を安全に施工するためには、関係法令等を守った安全対策を確実に実施すべきである。</p>	<p>講じた措置の概要 給水部は、平成25年7月31日給水部配水課系列工事係長会を開催し、再発防止に向け指導徹底を図った。 本件工事を実施した中央支所配水課は、当該業者に対し改善を指導した。 また、全受注者に対し平成25年6月24日に開催した工事安全会議において、土留め工の不備による人身事故の事例を基に説明し、安全管理対策の徹底を周知した。その後の工事安全会議（8月及び12月開催）においても、関係法令等を守った安全対策を確実に実施するよう指導している。 なお、工事監督員は、日々の業務において「工事現場の重点項目チェックリスト」を活用し、土留め工の適正な施工を行っているか確認して事故防止の徹底を行っている。</p>
------------------	--------------------	--	---	--

<p>番号 71</p>	<p>対象局 水道局</p>	<p>事項 工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの</p>	<p>監査結果の要約 玉川浄水場保全薬品管理所屋根等補修工事（工期：平成24.10.26～平成24.12.21、契約金額：339万1,500円）は、保全薬品管理所の屋上シート防水が台風で全面剥離したため、屋上防水を補修するとともに老朽化した堅樋を交換するものである。このうち、屋上から地上までの堅樋交換には外部枠組足場が必要となるが、外部枠組足場の設置は、東京都建築工事標準仕様書で定める「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、手すり先行工法で行うこととなっている。しかしながら、本工事の外部枠組足場について見ると、手すり先行工法で行っていない。 このことは、足場の組立て・解体作業での安全性を確保できず、適切でない。</p>	<p>講じた措置の概要 浄水部は、次のとおり再発防止に向け周知徹底を図った。 ① 平成25年5月30日から同年6月4日まで、事業所別臨時係長会を開催した。 ② 平成25年7月9日付けで、建築工事における安全管理の徹底について関係課長宛で通知した。 ③ 平成25年8月6日に浄水系列係長会（第2回）、同月8日に浄水系列課長会（第2回）を開催した。 本件工事を実施した玉川浄水場は、次のとおり再発防止に向けた取組を実施した。 ① 当該業者に対し改善を指導した。 ② 平成25年8月6日に開催した玉川浄水場安全衛生委員会において、手すり先行足場を確実に実施し、事故防止対策に万全を図ることとした。 ③ 平成25年11月27日に開催した玉川浄水場技術係会において、職員へ安全教育を行った。 ④ 平成26年1月7日に開催した玉川浄水場工事安全管理会議において、工事受注者へ、手すり先行工法により足場設置を適正に行うよう現場指導を行った。</p>
------------------	--------------------	--	---	---

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
72	下水道局	防水改修工事の準備設定を適切に行うべきもの	八王子水再生センター汚泥処理棟ほか1箇所屋上防水工事（工期：平成24.12.17～平成25.3.19、契約金額：3,395万1,750円）は、沈砂池ポンプ棟及び汚泥処理棟の経年劣化した屋上防水の改修を行うものである。このうち、防水改修工事では、既存伸縮目地（成形伸縮目地）を撤去して、改修用伸縮目地（シーリング）を充填することにしていたが、その積算を見ると、新設時に適用する成形伸縮目地の高い単価を用いていた。このため、積算額約134万円が過大なものとなっている。	局は、平成26年1月14日に工事監査フォローアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体への周知徹底を図った。本件工事を実施した流域下水道本部技術部は、再発防止策として、建築改修工事における設計チェックリストを改定し、単価設定チェック項目を追加するとともに単価の確認を係内でダブルチェックすることを平成25年8月11日の課内会議で周知した。あわせて、局内関連部署による平成25年10月2日の土木系設計担当・保長会において、指摘事項の内容と改善措置について水平展開を図った。
73	下水道局	工事の施工管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	新宿副都心水リサイクルセンター配水施設改良工事（工期：平成24.11.28～平成25.3.14、契約金額：2,518万9,500円）は、新宿副都心水リサイクルセンターにおいて、貯水槽上部を資機材搬出入路として使用するため、覆蓋を改良するものである。この中で、覆蓋を支えるH形鋼の塗装について見ると、工場での塗装施工時の気温や塗膜厚の記録はあるものの、塗装作業時の記録写真がないことから、工事後に塗装の施工状況が確認できず適切でない。	主管部の施設管理部は、工事記録写真撮影と施工管理に関して平成25年7月25日付けで文書を発信するとともに、同年10月2日の土木系設計担当・保長会で、受注者を適切に指導、監督するよう周知徹底を図った。また、局として、工事記録写真の適切な撮影と管理について平成25年7月22日付けで局内へ周知するとともに、平成26年1月14日に工事監査フォローアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体への周知徹底を図った。本件工事を実施した西部第一下水道事務所は、平成25年7月22日の所内課長会で指摘内容の報告及び再発防止に努めるよう周知した。また、平成25年8月29日の落合水再生センター工程調整会議で、受注者に対し各工種の着手前後に撮影内容と角度を確認するなど、工事記録写真の適切な撮影と管理について周知徹底を図り、その後契約した受注者にも書面で周知した。
74	下水道局	クレーン作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの	文京区向丘一丁目、白山一丁目付近再構築工事（工期：平成23.10.4～平成24.10.22、契約金額：1億6,116万8,700円）は、既設の老朽化した下水道管の更新と、これに伴うマンホールの再構築を行うものである。このうち、マンホール構築の工事記録写真を見ると、マンホールの部品である底版や側塊をクレーンで地上から据付箇所へ吊降る際に、作業員を部材に乗せて吊降ろしていることが認められた。このことは、クレーン等安全規則に定められた規定に反するものであり、危険な作業である。	主管部の建設部は、平成25年7月22日の拡大工事・設計課長会や同年7月11日及び同月12日の監督員を対象とした研修で本事例を説明し、安全管理の徹底について周知した。また、局として平成26年1月14日に工事監査フォローアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体への周知徹底を図った。本件工事を実施した北部下水道事務所は、当該業者に対し改善を指導した。また、平成25年6月27日に地区事故防止協議会を開催して指摘内容を報告し、作業員への安全教育の徹底を、全受注者に指示した。さらに、再発防止のため、安全パトロールで安全施工の確認を行うとともに、パトロールの結果や定期的に施工中の工事記録写真を確認した結果を、同協議会で報告し、安全管理について周知徹底を図った。
75	下水道局	監督員の任命・通知と受注者の指導、監督を適正に行うべきもの	清瀬水再生センター側溝蓋等修繕ほか1件（工期：平成24.8.10～平成24.9.6、契約金額：231万円）は、清瀬水再生センターの側溝蓋等の経年劣化による損傷の修繕を行うものである。本工事では、工事を監理する監督員の任命が行われておらず、受注者への通知も行われていないことが認められた。また、受注者が提出義務を負う労災保険加入確認書の受理が認められなかった。工事を通じて監理する上で必要不可欠な監督員の任命及び通知並びに労働者災害補償保険法が守られているかを確認する労災保険加入確認書の受理がされていないことは、適正でない。	局は、平成26年1月14日に工事監査フォローアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体への周知徹底を図った。本件工事を実施した流域下水道本部技術部は、再発防止策として、「監督員の任命と受注者への通知の徹底」については平成25年7月24日事務連絡「労災加入確認書の適正な受理に係る指導、監督」については労災加入確認書を含めた受注者提出書類リストを添付した平成25年7月24日（暫定版）及び11月1日（確定版）の事務連絡の文書をもって、関係職員に周知徹底した。あわせて、平成25年8月2日に行なった本内部処理係長会にて、上記2点の事務連絡を説明し、再発防止の徹底を図った。

番号 76	対象局 教育庁	事項 受変電設備改修における積算を適正に行うべきもの	監査結果の要約 都立白鷺高等学校(24)空調設備改修電気工事(工期:平成24.6.15~平成25.1.31、契約金額:2,069万2,980円)は、空調設備改修工事に伴う電気設備工事を行うものである。 庁では積算に当たり、単価の設定を次の順で決定することとしている。 ① 標準単価 ② 建設資材定期刊行物 ③ 公表価格(カタログ価格) ④ 見積価格 ところで、本工事の受変電設備改修の積算について見ると、標準単価等に適用できるものがないと判断したため、見積りを参考に単価を設定している。 しかしながら、改修内容の材料費は建設資材定期刊行物に、工費は標準単価に設定されており、見積りを参考に価格を設定することは適正ではない。 このため、積算額約102万円が過大なものとなっている。	講じた措置の概要 庁は、平成25年6月12日に局内工事事務部の技術職員を対象に「管轄技術連絡会議」を開催した。この中で工事事務部管内の事務処理マニュアルを活用した起工、契約、施工等の研修を実施し、再発防止の徹底を図った。 本件工事を実施した都立学校教育部管轄課は、過去の工事事務指針を事例として、誤算防止を目的とする係会議を行い、職員の知識向上に努めることにおいて工種別積算チェックリストを活用した相互チェックを実施するよう周知した。
----------	------------	-------------------------------	--	---

[平成25年財政援助団体等監査]

【指針事項】

番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
77	生活文化局(公益財団法人東京都歴史文化財団)	契約事務を適正に行うべきもの	財団は、平成24年度、アーツカウンシル東京において、伝統芸能見本市プロジェクトを実施することとし、その企画、運営等に係る業務を企画コンペ方式により、契約相手方を選定した。 ところで、本件事業に係る委託契約における契約事務について見たところ、財団は、本件委託契約の契約用途額を600万円(税込)と設定していたにもかかわらず、617万1,375円(税込)と契約用途額を超過した金額で契約を締結していた。 財団は、契約事務に当たり、適切に契約用途額を設定し直した上で、契約用途額を超過したにもかかわらず、契約用途額を超過したまま契約を締結したことは、適正でない。	財団は、契約用途額を超過している等の適正を欠く契約を締結することがないよう、アーツカウンシル東京における契約事務のチェックは、管理職の監督の下、必ず複数で行うよう体制を強化した。 さらに、平成26年2月21日開催の税務・決算説明会の場を通じ、契約事務の基本を遵守するよう注意喚起し、再発防止に向けた周知徹底を図った。
78	生活文化局(公益財団法人東京都歴史文化財団)	在庫管理及び収入管理を適正に行うべきもの	江戸東京たてもの園の友の会(以下「友の会」という。)は、年会費を1,500円とし、会員に1年間有効の会員証を発行している。友の会の事務局は、江戸東京たてもの園に置かれ、事務は江戸東京たてもの園の職員が行っており、その運営は、財団の管理の下で行われている。 ところで、江戸東京たてもの園において、友の会の会員証の管理状況について見たところ、出納簿には、未使用会員証の残数が「0」となっているにもかかわらず、監査日(平成25.9.26)現在、未使用会員証1,338枚(合計:200万7千円相当)が保管されていた。 財団が、友の会における未使用会員証について、現金及び物品に係る帳簿上の数値と実際の在庫とを相違したままにしていたことは、在庫管理及び収入管理として、適正でない。	財団は、友の会における未使用会員証に係る現金及び物品の帳簿上の数値と実際の在庫との相違について調査を行い、平成25年9月27日、出納簿の訂正を行った。 在庫及び収入の管理の方法については、現金及び物品に係る出納簿の様式を改正し、平成26年1月から使用している。 今後は、江戸東京たてもの園が友の会会員証の在庫及び収入の管理を適正に行っているか定期的な検査を行うよう見直しを図った。 さらに、財団としては、他にも会員証を管理する部署があることから、該当部署に対して在庫及び収入の管理を適正に行うよう文書により周知徹底した。

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
79 生活文化局 (公益財団 法人東京都 歴史文化財 団)	都立文化施設における避難経路を適正に管理すべきもの	東京文化会館は、クラシックコンサート等の公演を行う建物であり、指定管理業務を行っている財団は、避難経路を適切に管理し、安全を確保することが重要であるところ、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき設定される避難経路について見たところ、監査日（平成25.9.20）現在、避難経路上には大型のガラス繊維強化セメント製ラジエーターが複数設置されており、非常時に多数の観客等が一時に逃げ出す際には、避難の支障となる可能性が高いことが確認された。それにもかかわらず、指定管理者である財団が物品を残置していることは、適正でない。 また、局は、平成24年度に、都立文化施設指定管理者施設管理運営状況の委託調査を行っており、その報告において、「避難経路に物品あり」との指摘を受けているにもかかわらず、財団に対して、避難経路の管理を徹底するよう指導していないことは、適正でない。 財団は、都立文化施設における安全確保のため、避難経路を適正に管理された。局は、財団に対して、避難経路の管理を徹底するよう指導された。	財団は、平成25年10月28日、避難経路に置いていた物品（大型のガラス繊維強化セメント製ラジエーター）を全て撤去した。 平成25年11月20日開催の館内連絡会において、避難経路には物品を置かないよう全職員に周知した。 局は、都立文化施設の指定管理者である財団に対して、毎年実施する都立文化施設指定管理者施設管理運営状況調査等の結果も踏まえ、避難経路の管理を適正に行うよう指導していく。
80 オリンピック ・パラリン ピック準備 局 (公益財団 法人東京都 体育協会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、財団に対し、財団法人東京都体育協会に対する補助金交付要綱に基づき、国民体育大会へ派遣する東京都選手団のユニフォームの作成費用について補助金（平成23年度：610万7,052円、平成24年度：880万5,766円）を交付している。 ところで、財団においてユニフォームの作成に係る補助金の実績報告について見たところ、補助対象外であるトレーニングパンツの購入費用が含まれていた。 また、報告を審査した局は、財団からの報告には補助対象外の費用が含まれていたにもかかわらず、財団からの報告のとおり補助金を交付した。 この結果、都からの補助金が、平成23年度及び平成24年度合計で4,07万5,365円を過大に交付されており、適正でない。 財団は、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、財団に対し、補助金の返還を求められた。	局は、平成26年2月6日、法人に対して納入通知書（納入期限：平成26年2月26日）により過大に交付した補助金（407万5,365円）について、法人に返還を求めた。 法人は、平成26年2月13日、補助金の過大分を局に返還した。 局は、同日26日開催の各部経理担当者会議において、補助金の交付に係る審査を適正に行うよう周知徹底を図った。
81 福祉保健局 (社会福祉 法人希望福 祉会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、①基本補助である在籍児童数を誤って算定した、また、努力・実績加算項目のうち②外国人児童受入れにおいて対象児童数を誤って算定した、③異年齢児童交流（小学生等との交流）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したこと、22万5,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（22万5,000円）について、平成26年3月3日に法人から返還された。
82 福祉保健局 (社会福祉 法人希望福 祉会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①障害児保育事業において、障害児区分を誤って算定した、②アレルギー児対応及び③外国人児童受入れにおいて、対象児童数を誤って算定した、④世代間交流（お年寄りとの交流）、⑤異年齢児童交流（小学校低学年児童受入れ）、⑥在宅支援活動における⑦育児講座、⑧保育所体験、⑨出産を迎える親の体感学習、⑩子育て情報誌の発行、⑪家庭的保育を行うものとの連携及び⑫健康増進支援において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したこと、279万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（279万9,000円）について、平成26年3月7日に法人から返還された。
83 福祉保健局 (社会福祉 法人東中川 会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、①基本補助である在籍児童数を誤って算定した、また、努力・実績加算項目のうち、②零歳児保育料策実施かつ産休明け保育実施において、零歳児在籍数を誤って算定した、③障害児保育事業において、障害児区分を誤って算定した、④アレルギー児対応において、対象児童数を誤って算定したこと、7万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（7万8,000円）について、平成26年3月13日に法人から返還された。
84 福祉保健局 (社会福祉 法人立野み どり福祉 会)	補助金の返還を求めらるべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち障害児保育事業において、障害児区分を誤って算定したこと、26万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（26万9,000円）について、平成26年3月4日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
85	福祉保健局 (社会福祉 法人井の頭 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①アレルギー児対応において、対象児童数を誤って算定したことから、16万3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(16万3,000円)について、平成26年3月10日に法人から返還された。
86	福祉保健局 (社会福祉 法人あした ばの会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①審議児の延長保育において、利用児童数を誤って算定した、②アレルギー児対応及び③外国人児童の受け入れにおいて、対象児童数を誤って算定した、④年末保育において、保育対象を在園児のみとしており、補助要件である在園児以外を受け入れる体制をとり、広く地域に広報していないことから、152万6,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(152万6,000円)について、平成26年3月6日に法人から返還された。
87	福祉保健局 (社会福祉 法人敬愛 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち在宅支援活動(出前保育)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、100万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(100万円)について、平成26年3月7日に法人から返還された。
88	福祉保健局 (社会福祉 法人戸越ひ まわり福祉 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①延長保育事業(審議児の延長保育)において、利用児童数を誤って算定した、②アレルギー児対応及び③育児困難家庭への支援において、対象児童数を誤って算定したことから、14万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(14万9,000円)について、平成26年3月4日に法人から返還された。
89	福祉保健局 (社会福祉 法人三泉 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①アレルギー児対応において、加算対象月を誤って算定した、②在宅支援活動(家庭的保育を行うものとの連携)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、69万3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(69万3,000円)について、平成26年3月12日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
90	福祉保健局 (社会福祉 法人けいわ 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①障害児保育事業において、障害児区分を誤って算定した、②アレルギー児対応において、対象児童数を誤って算定した、③世代間交流(お年寄りとの交流)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、35万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(35万9,000円)について、平成26年3月14日に法人から返還された。
91	福祉保健局 (社会福祉 法人つばみ 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち外国人児童受け入れにおいて、対象児童数を誤って算定したことから、6万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(6万円)について、平成26年3月4日に法人から返還された。
92	福祉保健局 (社会福祉 法人光株 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち在宅支援活動(保育所体験)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、17万4,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(17万4,000円)について、平成26年3月10日に法人から返還された。
93	福祉保健局 (社会福祉 法人けやき 福祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①障害児保育事業(その他)知的において、対象児童数を誤って算定した、②地域拠点活動支援(保育拠点活動支援：基本分)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、42万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(42万8,000円)について、平成26年3月7日に法人から返還された。
94	福祉保健局 (社会福祉 法人けやき 福祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①障害児保育事業(その他)知的及び②外国人児童受け入れにおいて、対象児童数を誤って算定した、③在宅支援活動(子育てサポート支援)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、102万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(102万8,000円)について、平成26年3月12日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
95	福祉保健局 (社会福祉 法人香楓 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①分園設置において、在籍児童数を誤って算定した、②アレルギー児対応において、加算対象月を誤って算定した、③育児困難家庭への支援において、対象児童数を誤って算定した、④地域拠点活動支援(保育拠点活動支援：基本分)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、7.8万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(7.8万円)について、平成26年3月5日に法人から返還された。
96	福祉保健局 (社会福祉 法人精華子 ども会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、①基本補助の算定において、在籍児童数を誤って算定した、また、努力・実績加算項目のうち②アレルギー児対応及び③育児困難家庭への支援において、対象児童数を誤って算定した、④在宅支援活動(子育て講座)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、112万2,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(112万2,000円)について、平成26年3月4日に法人から返還された。
97	福祉保健局 (社会福祉 法人精華子 ども会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、①延長保育事業(零歳児の延長保育)、②延長保育事業(2時間・3時間延長)及び③一時預かり事業・定期利用保育事業(4時間未満)において、利用児童数を誤って算定した、④アレルギー児対応及び⑤育児困難家庭への支援において、対象児童数を誤って算定した、⑥在宅支援活動(育児講座)及び⑦在宅活動支援活動(子育てサークル支援)において、補助要件を満たしていないものを合わせてポイント数として算定したことから、5.5万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(5.5万円)について、平成26年3月4日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
98	福祉保健局 (社会福祉 法人虹福祉 園)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①アレルギー児対応において、対象児童数を誤って算定した、②異年齢児交流(小中高生の育児体験受入れ)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、60万6,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(60万6,000円)について、平成26年3月3日に法人から返還された。
99	福祉保健局 (社会福祉 法人みつば ち会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①アレルギー児対応において、加算対象月を誤って算定した、②在宅支援活動(出前保育)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、97万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(97万8,000円)について、平成26年3月4日に法人から返還された。
100	福祉保健局 (社会福祉 法人かやの 美社)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、①基本補助である在籍児童数を誤って算定した、また、努力・実績加算項目のうち、②障害児保育事業(その他)身体において、対象児童数を誤って算定したことから、24万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(24万9,000円)について、平成26年3月6日に法人から返還された。
101	福祉保健局 (社会福祉 法人千春 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金交付状況について見たところ、法人は、①アレルギー児対応及び②外国人児童受入れにおいて、対象児童数を誤って算定した、③異年齢児交流(小学校低学年児童の受入れ)において補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、6万7,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(6万7,000円)について、平成26年3月3日に法人から返還された。